

兵庫県

定期報告を要する特定建築物及び建築設備等

(1) 特定建築物

下表の用途の欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計等が規模等の欄のいずれかに該当するもの

No	用途	規模等 (A：用途欄の用途に供する部分の床面積の合計)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが200㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上かつ主階が1階以外にある建築物のうち、Aが100㎡を超えるもの</li> </ul>	令和5年 7月～10月  以降、3年ごと
2	観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが200㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> </ul>	
3	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの※に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが300㎡を超えるもの</li> <li>・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 2階(避難階である場合を除き、病院又は診療所にあつては、患者の収容施設がある場合に限る。)におけるAが300㎡以上のもの</li> </ul>	
4	児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの※を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが300㎡を超えるもの</li> <li>・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> </ul>	
5	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが300㎡を超えるもの</li> <li>・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 2階(避難階である場合を除く。)におけるAが300㎡以上のもの</li> </ul>	令和6年 7月～10月  以降、3年ごと
6	下宿又は共同住宅若しくは寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6階以上の階におけるAが100㎡を超えるもの</li> </ul>	
	共同住宅又は寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの(避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。)</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの(避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。)</li> <li>・ 6階以上の階におけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 2階(避難階である場合を除く。)におけるAが300㎡以上のもの</li> </ul>	

7	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが2,000㎡を超えるもの</li> <li>・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> </ul>	令和4年 7月～10月 以降、3年ごと
8	体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校に附属するもので、Aが2,000㎡を超えるもの</li> <li>・ 学校に附属しないもので、Aが2,000㎡以上のもの（1階及び2階がいずれも避難階であり、かつ、Aが2,000㎡のものを除く。）</li> <li>・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> </ul>	
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが500㎡を超えるもの</li> <li>・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 2階（避難階である場合を除く。）におけるAが500㎡以上のもの</li> </ul>	
10	事務所その他これに類するもの	階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡を超える建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	

※ 以下に掲げる用途をいう。

- ① 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ② 助産所
- ③ 盲導犬訓練施設
- ④ 救護施設、更正施設
- ⑤ 老人短期入所施設等
- ⑥ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ⑦ 母子保健施設
- ⑧ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

注1 上表は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」）第12条第1項に基づく定期報告が必要な建築物として、同項に規定する安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」）第16条第1項で定める建築物（以下「政令指定建築物」）と当該政令で定めるもの以外で兵庫県知事が指定した建築物（以下「知事指定建築物」）を併せて表記したものであり、それぞれを区別した表示はしていません。

注2 政令指定建築物は、安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物を指定する観点から、通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物（避難階以外の階を対象の用途に供しないもの。以下「避難階以外対象用途なし建築物」）を定期報告の対象としていませんが、知事指定建築物は、避難階以外対象用途なし建築物であることをもって定期報告の対象外とする考え方は有していません。したがって、上表において、特に記載がない限り、当該用途に供する部分が避難階にあるものであっても、定期報告の対象となります。

注3 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

注4 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けた年度の翌年度以降最初に到来する当該建築物の報告の時期における報告は不要とし、その次の時期から報告を開始してください。

(2) 建築設備\*

下表の用途の欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計等が規模等の欄のいずれかに該当するものに設けられるもの

No	用途	規模等 (A：用途欄の用途に供する部分の床面積の合計)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが200㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上かつ主階が1階以外にある建築物のうち、Aが100㎡を超えるもの</li> </ul>	毎年 7月～10月
2	観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが200㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> </ul>	
3	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが300㎡を超えるもの</li> <li>・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> </ul>	
4	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが300㎡を超えるもの</li> <li>・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> </ul>	
5	博物館、美術館、図書館、ホール、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが2,000㎡を超えるもの</li> <li>・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> </ul>	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。)を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが500㎡を超えるもの</li> <li>・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの</li> <li>・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの</li> </ul>	
7	事務所その他これに類するもの	階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡を超える建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	

※ 以下に掲げる建築設備に限る。

- ① 換気設備：法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により設置する換気設備のうち、政令第112条第21項の規定により設置する特定防火設備(温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。)を設けたもの
- ② 排煙設備：法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち、排煙機又は送風機を設けたもの(機械排煙)
- ③ 非常用の照明装置：法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち、政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家発電設備によるものを設けたもの

注1 上表は、法第12条第3項に基づく定期報告が必要な建築設備として、兵庫県知事が指定したものです。

注2 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

注3 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けた年度の翌年度の報告は不要とし、その次の年度から報告を開始してください。

(3) 防火設備<sup>※1</sup>

下表の用途の欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計等が規模等の欄のいずれかに該当するものに設けられるもの

No	用途	規模等 (A：用途欄の用途に供する部分の床面積の合計)	報告の時期
1	「(1) 特定建築物」の表の用途の欄に掲げる用途	「(1) 特定建築物」の表の規模等の欄に掲げる規模等	毎年 7月～10月
2	病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	Aが200㎡を超えるもの	
3	高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの <sup>※2</sup>	Aが200㎡を超えるもの	

※1 随時閉鎖又は作動のできる防火設備(防火ダンパー及び外壁開口部の防火設備を除く。)

※2 以下に掲げる用途をいう。

- ① 共同住宅、寄宿舎(いずれもサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。)
- ② 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ③ 助産所
- ④ 盲導犬訓練施設
- ⑤ 救護施設、更生施設
- ⑥ 老人短期入所施設等
- ⑦ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ⑧ 母子保健施設
- ⑨ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

注1 上表は、法第12条第3項に基づく定期報告が必要な防火設備として、同項に規定する安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令第16条第3項(第2号)で定める防火設備(以下「政令指定防火設備」と当該政令で定めるもの以外で兵庫県知事が指定した防火設備(以下「知事指定防火設備」)を併せて表記したものであり、それぞれを区別した表示はしていません。

注2 政令指定防火設備は、安全上、防火上又は衛生上特に重要である防火設備を指定する観点から、通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備(避難階以外の階を対象の用途に供しない建築物(病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)に設けるもの。以下「避難階以外対象用途なし防火設備」)を定期報告の対象としていませんが、知事指定防火設備は、避難階以外対象用途なし防火設備であることをもって定期報告の対象外とする考え方は有していません。

注3 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

注4 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けた年度の翌年度の報告は不要とし、その次の年度から報告を開始してください。